

佐賀藩における小城郡支配について

小城郡代との関連から

野口朋隆

はじめに

肥前佐賀藩鍋島家は、前代の龍造寺家を含めて、一国規模を領する、いわゆる国持大名として中世から明治維新まで存続した大名家である。近世を通して国持大名は、幕府から御三家に次ぐ高い格式を与えられており、例えば参勤交代として江戸へ到着した時には幕府から使者として老中が派遣されたり、嫡子の初任官位が従四位下侍従もしくは従四位下（四品）であることなど、諸大名家に較べて高い家格が与えられていた。^① それでは、領主としての国持大名は、他の大名とどのような点が異なるのであるか。国持大名と一万石の大名は領主として全く同じ権能を有する領主であり同質な存在であったのであろうか。この問いに対する答えを早急に出すことは難しいが、国持大名の領国形態を見た場合、村という社会単位から複数の郡から形成され、一国、もしくは同規模の所領を支配しており、所領のほとんどがまとまって構成されているところに特徴がある。この点で、分散的な領国形態を取り、時に一郡をも支配していないか、もしくは一郡程度の規模をもって所領を構成する中小大名と異なる点である。さらに、国持大名の多くは、一万石以上の所領を持つ、いわゆる大身家臣の知行地をも包摂して領国が形成されている。こうした存在も考慮しながら、

その領国支配がどのように実現されているのか、国持大名家における領主支配の特質を考えていくことが必要と思われる。

右のような問題関心のもと、本稿では、佐賀藩鍋島家の所領支配において、一郡単位の広域行政を担った郡代について分析を加えてみたい。郡代については、小宮睦之氏により、「郡代は本藩が領内全体の支配者としての立場を郡代を通じて示すために設けたもの」であり、佐賀藩の広域行政を担当する職であることが指摘されている。^② それから蔵入地を管理する代官職との関連性から検討を行った高野信治氏による一連の研究がある。^③ 高野氏によれば郡代は近世初頭の鍋島一門の創出が大きな契機となって成立したものであった。郡代職を担ったのは佐賀藩の身分格式でいうと三家・親類・親類同格などの大身家臣であったが、より本質的には彼らは自身の知行地を支配する独自性の強い家臣であり、「郡代支配（公的支配）は大身家臣の割拠性（私的支配）を前提として展開している」^④ること、そして、鍋島家では、これら大身家臣の知行権に依存することで領内支配体制を貫徹していたことを指摘している。これらの指摘は、国持大名である鍋島家の領国形態を考える上でも極めて重要と思われるが、若干の疑問も出てくる。それは、国持大名の領国支配という観点から郡代支配⇨大名鍋島家による領国支配と大身家臣の割拠性⇨知行地支配を考えた場合、両者は具体的にどのような関連しながら一郡の支配が実現していたのかということであ

る。さらに、郡代支配が身家臣の割拠性に依拠しているのであれば、一郡内に身家臣が複数存在している場合、郡代支配と知行地支配には矛盾が生じなかつたのであろうか。つまり、郡代が存在することの意味も考える必要がある。

それから、佐賀藩の領域支配、とりわけ郡代に関しては、定役と秋役に注目する必要があるだろう。定役とは、三家と呼ばれた小城・蓮池・鹿島各鍋島家と諫早家のみが就任し当主代々が同じ郡の郡代職に就任するものであり、秋役は旧主龍造寺系身家臣であつた多久・武雄鍋島・須古鍋島・久保田村田家や白石鍋島家・神代家が、自身の知行地とは異なる郡の郡代に、毎年秋に交代で就任するものである。同じ郡代であっても、なぜこのような違いが生じるのか。この差異について、高野氏は、定役制は家格と各郡における大配分としての比較的一円支配とが密接に関連していたことを指摘しているものの、例えば、龍造寺系身家臣であつた諫早家以外の多久家や武雄鍋島家などが自身の知行地において定役にならなかつた理由や、これらの知行地支配と郡代支配の在り方についてなど、必ずしも踏み込んだ議論をされている訳ではない。郡代と定役との関係性については、郡代支配の在り方を具体的に明らかにするとともに、大配分領主による支配との関連性をより深く掘り下げていく必要があるように思われる。

こうした点を踏まえ、本稿では、鍋島家の分家大名である小城鍋島家（七万三千石）が就任した小城郡代の機能と支配の実態について考察を行いたい。小城郡、および小城鍋島家を取り上げるのは、小城郡には、小城鍋島家の知行地の大部分があつた他、多久家（二万一千六百石）という大身家臣の知行地もあり、両家がそれぞれ個別の領主支配を展開していた。こうした郡内の状況から、郡代支配と領主支配がどのように関連していた

のか、また両家の支配がどのように棲み分けがなされながら小城一郡の支配が実現していたのかを明らかにする上で定役であつた小城郡は格好の素材になると考えている。

第一章 小城郡と郡代職

(1) 小城郡の概要と領主

肥前国小城郡は、鍋島家の本拠地佐賀城のあつた佐賀郡の西方に位置し、嘉瀬川をはさんで接している。小城郡は、杵島・藤津・松浦・高木各郡とともに「西目」と呼ばれたのに対し、佐賀・神埼・三根・養父・基肄各郡は「東目」と呼ばれた。小城郡は穀倉地帯としての佐賀平野の一角を占めており、北部は、山内と呼ばれた小城・佐賀・神埼各郡にまたがる山間部であり、無津呂番所が置かれ、筑前国黒田家領と接している。南部の芦刈地方は平野部が多く有明海に面している。西部は、平野部と山間部からなり杵島郡と接している。西北部にあたる小侍村には番所が置かれ、唐津藩（文化一四年に巖木・大川野など四ヶ村一万石が上知となり天領となる）と境を接していた。郡内の東西には、長崎街道が通っており、牛津宿に本陣が置かれていた。

中世以来、小城郡一帯の領主であつたのが、元寇のため下総国から九州下向を命じられた千葉氏であり、戦国期には佐賀郡や杵島郡にまで勢力を伸ばしたが、家督争いから東西千葉氏に分裂し、さらに佐賀の龍造寺隆信の伸張により衰退していった。天正一八（一五九〇）年一月付、秀吉から龍造寺高房宛の朱印状によれば、高房の京での賄料やその父政家の隠居料などとして、佐賀郡八万七千石とともに小城郡四万七二〇〇石が計上され

表1 小城郡内における本家家臣の知行地

氏 名	郷 名	村 名	知行高 (地米)	本人物成高
鍋島(神代) 弾馬	芦刈郷	芦刈村	493石5斗9升7合	4,000石
		練ヶ里	206石6斗9合	
		濱中ヶ里	736石9斗8升4合 (計1,437石1斗9升)	
鍋島(太田) 播磨	五百町郷 西郷	高原ヶ里	223石5斗7合	1,700石
		久須ヶ里	241石6斗	
		池上ヶ里	81石7斗2升1合 (計546石8斗2升8合)	
成富兵庫	戸川郷	砥川村	194石1斗6升5合	600石
		上砥川村	5石8斗5升5合 (計200石2升)	
千葉頼母	晴気郷	黒原村	102石7斗3升8合	270石
竹田文右衛門	戸川郷	砥川村	97石	200石
		上砥川村	27石1斗3升9合	
		下砥川村	15石7斗6升2合 (計139石9斗1合)	
中島忠右衛門	戸川郷	砥川村	59石4升7合	180石
		下砥川村	15石9斗8升4合 (計75石3升1合)	
松崎寛之允	戸川郷	砥川村	30石	180石
福地助之允	西郷	牛尾村	1石	100石
石井九郎右衛門	戸川郷	上砥川村	10石	100石
百武善右衛門	戸川郷	砥川村	5石9合	90石
松村文耕	戸川郷	砥川村	20石	80石
中野忠太夫	戸川郷	砥川村	30石	75石
青木八郎兵衛	戸川郷	砥川村	75石5斗	75石5斗
宮崎徳一郎	北郷	横間村	61石8斗7升8合	61石8斗7升8合
倉永庄兵衛	三日月郷 北郷	久留間村	15石7斗4升	50石
		二俣ヶ里	24石2斗6升 (計40石)	
横田長右衛門	戸川郷	下砥川村	30石	45石
晴気作一郎	晴気郷	晴気村	1石3斗3升2合	45石

「大小配分石高帳」(「鍋島」)より作成

ている。この小城郡を近世において治めた大配分領主が、小城鍋島家と多久家である。

小城鍋島家は、鍋島家の当主勝茂の庶長子元茂が、元和三(一六一七)年四月五日、隠居していた祖父直茂の隠居料であった定米一万三三三石三斗を相続したことに始まる⁷⁾。当初相続した所領は、佐賀郡本庄、同多布施、同藤木、同六角村、同郷司、同小田村、小城郡乙柳、同西川、神埼郡蒲田江、同佐賀山というように、佐賀・小城・神埼の三郡に分散していた。同年一二月には勝茂より、小城郡芦刈、杵島郡佐留志、同山口、同大町、同山代の所領定米一万一八石余を増された。その後、直茂の妻で元茂に

とっては祖母にあたる陽泰院の所領も相続して、寛永一九(一六四二)年には、定米二万九三〇一石となり、これを四ツ成にすると、七万三二五二石五斗となる⁸⁾。元茂の所領形態は分与された直後は分散的知行であったが、のちに元茂の希望もあり⁹⁾、佐賀・神埼・杵島各郡内の所領が小城郡内にまとめられることで、小城鍋島家領が形成された。同家の所領は、小城郡の他、佐賀郡佐保川島郷地米三六〇三石一斗四升九合、同郡新庄郷同三石五斗五升六合、松浦郡山代郷同一九九五石一斗があり¹⁰⁾、小城郡以外にも知行地を有していた。

一方、中世における小城郡西部では、鎌倉御家人多久宗直を祖とする多久氏(前多久)が梶峯城を本拠地として勢力を保っていたが、天正一〇年、隆信によって同城が攻め落とされ事実上滅亡した。この後に多久を治めたのが、隆信の弟龍造寺長信であり、慶長期に子安順が龍造寺姓を多久姓に改め(後多久)、幕末に至るまで多久領を治めている。長信時代の領地は、小城郡の他、八戸、焼米など佐賀郡、杵島郡にまで及んでいたが、慶長一六(一六一一)年、元和七年の三部上知によって、小城郡の他は多久領に接する杵島郡横辺田郷の一部のみを領することになった。

小城郡は、幕府領や他藩領は無く、鍋島家による一郡支配が実現していたが、郡内の大部分は小城鍋島家領と多久家領から構成されていた。ただし小城郡内には、小規模ながらも本家家臣の知行地も存在していた。これをあらわしたのが【表1】である。本表は、幕末まで地方知行が存続した佐賀藩において、最大の物成高であった小城鍋島家以下、物成四石二斗の柳川半兵衛までの給人の石高と知行地を記した「大小配分石高帳」(「鍋島文庫」鍋島報効会所蔵、佐賀県立図書館寄託、以下「鍋島」とする)から作成したものである。小城郡内において、小城鍋島家、多久家以外で最大

の領主であったのが、鍋島家の身分格式で、三家に次ぐ格式であった親類格の一つ神代家（一万一六六二石余）であり、芦刈郷芦刈村など三ヶ村で七三六石九斗八升四合を領しており、同地には「小路」と呼ばれる神代家の屋敷地跡も残っている。次いで、親類―親類同格に次ぐ格式の家老格であった太田鍋島家（五千石）が五百町郷高原ヶ里や西郷久須ヶ里など三ヶ村で五四六石八斗二升八合を領している。この他、百石以上では、成富兵庫、千葉頼母、竹田文右衛門となっている。あとは小規模の知行地が砥川村に集中して設定されていた。天保九（一八三八）年の段階では、上下各砥川村には合わせて地米一三七九石二斗四升九合の佐賀藩蔵入地も設定されている。¹¹この砥川村は、小城郡に属するものの杵島郡とも接しており、「惣而戸川村之義ハ、小城郡内ニ而候而も、万之支配杵島郡より被仕儀ニ候¹²」という地域であった。

小城郡全体としては、小城鍋島家と多久家という兩大配分領主による一円的支配が行われていたところに地域構造としての特徴があり、本家家臣（給人）の知行地が多く設定されていた佐賀郡や神埼郡などの肥前国西部とは異なる知行地分布の状況があった。

(2) 小城郡代

佐賀藩主から任命される郡代には、三家、親類、親類同格の各当主が就任する訳だが、実際の実務を担当するのは、その家臣達であり、佐賀藩主からすると陪臣ということになる。小城郡では、これらの職務をも「郡代」と呼んでいた他、「郡奉行」や「郡方頭人」などとも呼んでいたことが史料上確認出来る。例えば、小城鍋島家領の刑罰に関して記された「罰帳」（小城鍋島文庫）佐賀大学付属図書館所蔵、以下「小城鍋島」と略称する）

において、元禄六年（一六九三）五月一四日から同九年六月七日まで「郡奉行」に就任していたことが確認できる牟田市郎兵衛を見てみると、江里ヶ里貞右衛門が傷害事件を起こした際、元禄八年三月二五日には「郡奉行」という肩書きで判決を申し渡しており、一方、晴気下山留庄兵衛の窃盗に対して小城郡及び私領払いを申し渡した同年八月二四日には「郡代」と書き記されていることから、「郡代」と「郡奉行」は同じ役職名として使用されていたことが分かる。

次に、元禄期から延享期までにおいて、小城鍋島家の中で郡代にはどのような家臣が就任したのか、いくつかの史料から拾い上げたのが【表2】である。抽出したのは、一部の就任者と時代に限定されているが、一応の目安とすることは出来るだろう。現在、小城郡の郡代として最も早い時期の就任が確認出来るのは、一七世紀前半に郡代となっていた鍋島（倉町）市正直広である。¹³直広は、本来、本家の家臣であり、父貞村の代から小城鍋島家へ附家老として付属していた。成立当初の小城鍋島家では、当主元茂が江戸詰を行っているため、国許における家政は、直茂の側近で同じく本家の家臣であった鍋島生三（道虎）が担っていたが、元和四年に貞村が付属されて以降、順次、生三の職務を貞村が担うようになっていた。近世初頭における小城郡代・郡奉行の在り方については、史料上不明な点が多いが、郡代については、鍋島一門領の形成と郡代職の成立が密接に関連しているとする高野氏の指摘によれば、¹⁴郡奉行職についても生三が関与していた可能性が高い。もともと、生三や直広の附家老としての立場からすれば、彼らが担った役職名が「郡奉行」という吏僚的な名称では無かったであろう。「郡奉行」という用語の初見は、元茂の子直能が延宝三（一六七五）年四月一九日に定めた「郡奉行掟」（小城）である。小城鍋島家への

表2 元禄～延享期、小城郡代就任者

氏名	石高	就任が確認される年月日	典拠史料
松崎十右衛門	物成75石	貞享3年11月15日～元禄元年8月16日	「罰帳」「御褒美帳」一
野口久弥	物成65石	元禄3年6月22日	「罰帳」二
牟田市郎兵衛	不明	元禄6年5月14日～元禄9年6月7日	「罰帳」二
東島市郎右衛門	不明	元禄10年2月6日	「罰帳」二
東島左左衛門	物成80石	元禄11年7月13日	「罰帳」二
嬉野善右衛門	物成40石	宝永4年2月13日	「罰帳」二
遠岳源右衛門	物成77石	宝永7年閏8月27日	「罰帳」三
遠岳源右衛門	物成77石	享保2年3月10日	「御褒美帳」一
高木忠右衛門	物成50石	享保11年9月22日	「罰帳」三
今泉惣左衛門	物成97石	享保17年2月25日	「罰帳」三
西村安右衛門	物成55石	延享3年7月21日	「御褒美帳」二

典拠史料は全て「小城鍋島」、石高は「小城着到」（佐賀県立図書館所蔵）、「従日峯様御代侍由緒」（「小城鍋島」）に拠った

附家老制は、万治三年二月の直広の死去とともに廃止されたが、これとともに、小城鍋島家では、本家の介入を受けない独自の家政運営が始まっており、「郡奉行」も小城鍋島家の家臣が就任することで発生した名称と思われる。

さて、「表2」に戻るが、附家老であった直広を除き、郡代に就任した家臣の石高を見てみると、最高は今泉惣左衛門の九七石から、最低は嬉野善右衛門の四〇石となっている。全体としては、物成高において、それほど高低差がないことが分かる。またこれらの物成高は小城鍋島家では上級家臣と言える。郡代就任者は松崎十右衛門と高木忠右衛門を除くと、全て

藩主直属の馬廻りに属して^⑤おり、郡代が重要な役職であったことが分かる。宝永期に直能の子元武により定められた「御格式帳」（「小城」）では、役職上の格式として、大目付・用人・蔵方頭人に次ぎ、家老のもとで藩政を担当する相談人と同じ格式として位置付けられている。

宝永六（一七〇九）年五月二四日に小城鍋島家の当主鍋島元武が作成した「郡奉行勤方格式」（「松田家文書」佐賀県立図書館所蔵）によれば、郡

代は新たに就任すると、「郡代相代候節、新役之者誓紙仕候、尤佐嘉本丸江も罷出致誓紙候事」とあり、小城鍋島家と佐賀本家の両方へ誓紙を提出するように定められている。もちろん、これは小城鍋島家の家臣の場合である。誓紙の内容については、「郡奉行勤方格式」に前書として記載されており、「奉対御家如何様之儀御座候共、聊迷惑を奉存間敷候事」以下、「御密用并諸御僉儀事、未御決定仰出無御座前」も親兄弟へ口外してはならないことなど、全六箇条となっている。こうした誓紙を両藩へ提出するのは、郡代が小城鍋島家の家臣であるとともに、佐賀藩の指揮命令を受ける役職であることによるものであろう。

小城郡代の管轄範囲については、「郡奉行勤方格式」を見てみると、「東八川上大川限加瀬橋往還筋上上、但二双井樋より南芦ヶ里中」、「北ハ唐津・筑前境限」、「牛津往還筋東西境」、「西ハ多久之内女山・小侍限」となっている。ここで注目されるのは、まず東側が、川上・大川限となっていることである。この地域は、佐賀郡佐保川島郷に属する東山田村や今山村が含まれており、小城鍋島家の知行地であった。小城郡代の管轄範囲は小城鍋島家の知行地が存在する佐賀郡の一部を含んでおり、同家の支配地域と重なる形で設定されていた。ただし、小城鍋島家は小城郡とは離れた松浦郡山代などに飛び地を持っていたが、これは小城郡代の管轄範囲ではない。なお、山代郷については、「政務格式」を見てみると、例えば郡代の職務である領内へ不審者が進入した場合の対応については、小城藩の役職である山代心遣役が担っている。

一方、西側については、小城郡内における多久家領であった女山・小侍限りとなっており、杵島郡の多久領については管轄範囲外であった。つまり、小城郡代の管轄範囲は、小城郡全体と小城郡と地続きであった小城鍋

島家領であった。

それから、郡代は、秋役の場合、毎年秋九月の役替時と、佐賀藩主が家督相続した際に、郡代の職務が記された「郡方条目」、もしくは「御手頭」を渡されることになっていたが、定役については、例えば、明和七（一七七〇）年七月に治茂が家督相続した際、佐賀・神埼両郡代や三根・養父郡代などの秋役に対しては、郡代職への任命が行われるとともに、職務にかかわる「御書」の読み聞かせがあったが、「小城・蓮池・鹿島郡方之儀、定役二付改而御達無之」として、任命されることも無ければ、「御書」の読み聞かせも無かった。ここに同じ定役であった諫早家が記されていない理由については定かでないが、毎年の交代時に佐賀藩主から任命されるという行為を伴う秋役に比べ、定役は任命されるという儀礼的行為すらなく、もはや慣習に近い形で引き継がれていたのである。

(3) 郡代の職務

郡代の職務について、まとまった規定に関する初見は、元和七年一〇月一二日付勝茂が作成した「郡代へ」があり、主な職務は、大庄屋や庄屋などへの役料米の支給、走者や他所奉公へ出た者の取り締まり、井樋の管理などとなっている¹⁷。また明暦元（一六五五）年にまとめられた佐賀藩の法令集「鳥子御帳」においても郡代に関する規定があり、大庄屋・庄屋への役料の支給や潮土井・水土井や宿継の管理などが指示されている。

小城郡代に関しては、まず当主直能代延宝三年四月一九日付全一二ヶ条からなる「郡奉行掟」では第一条目に、「諸公役有之砌、不依自領・他領諸事廉直二可致仕配、郡奉行順路二申付き候而も大庄屋共不直二割付候得ハ、公役二高下有之而、在々百姓可令迷惑候条、聊非分之儀無之様稠敷可

申付候、兼而亦郡奉行手前二而連々公役之増減をならし、大庄屋共得と其意候様いたすへき事」と、小城鍋島家領以外の知行地についても郡奉行が公役（夫丸や人馬役など）を差配して大庄屋へ申し付けることが定められている。郡奉行＝郡代が一郡を管轄する役職であることを示す条項である。

次に、直能の子元武代の「郡奉行動格式」では一六二項目に渡って郡代の職務が規定されている。郡代の職務について、より細分化して規定されていることが分かる。ここから郡代の職務を大きく分けると、①宿場における荷送りや長崎奉行・諸大名などの通行に際しての対応など、幕府や諸大名への対応、②本陣、及び長崎街道の管理、③郷内の教化禁令、④郷村や領民の管理、⑤祭祀の管理、⑥酒運上や反米の徴収、に分類出来る。右の史料によれば、郡代には役料として一三石二斗七升五合を蔵方より支給されている。郡代の職務に関連して、同史料によると、例えば、郡代関係の諸経費は、牛津本町において荷物や人馬などの郡継を行う上でかかった賃金、大庄屋・庄屋・別当などへの役料、堤番・井樋番などへの役料、祇園会祭祀や神社仏閣への諸経費に大別出来るが、これらの内、最後の神社仏閣への諸経費の中で、毎年九月一五日の天山宮祭祀において佐賀藩から一〇石の料米が支給される以外、全て小城鍋島家が支給している。この点について、秋役では、佐賀藩と担当した郡代（大配分領主）が諸経費を折半していたのに対して¹⁸、定役の小城郡代では、郡代にかかる支出はほとんどを小城鍋島家で負担していたことになる。小城鍋島家の領主支配と郡代の職務が重なっており、それだけ小城鍋島家の知行地に対する支配権が強いことをあらわしていることが分かる。同家の領主支配と郡代の関係については次章でもさらに検討してみたい。

第二章 郡代支配の在り方

従来、郡代に関する研究において、佐賀藩の支配体制に属する郡代としての職務と、定役に就任した三家などが行った個別領主支配における郡代の職務それぞれの在り方の違いについてはあまり明確に意識されてこなかったように思われる。そこで本稿では、以下、A佐賀藩との関係、B小城鍋島家の知行地支配、C多久領との関係に分け、検討してみることしたい。なお、多久家は佐賀藩主鍋島家の家臣（鍋島家の直臣）であるから、C多久領との関係はA佐賀藩との関係の中に含まれるという考え方もあるが、ここでは年貢徴収権や刑罰権など自律的な領主権を有する大配分領に對して、佐賀・小城両藩に属する郡代がどのように関与しているのかというところを考えるため分けることにした。

A 佐賀藩の広域支配を担う、佐賀藩の支配を補完

先述した如く、郡代は、小城郡内の長崎街道を通る長崎奉行や諸大名への対応、牛津町にあった本陣の管理など、個別領主⇨大配分領主としての支配というよりも、佐賀藩の役職として広域支配を担っていた側面も有している。次に佐賀藩の広域支配と郡代の支配の関係を示す事例として、多久家の日記である「御屋形日記」貞享三（一六八六）年九月二二日の項をあげる。

一其身きりしたんニ罷成候義ハ不及申、御法度之義候条、弥相守其旨、何方ニ而もきりしたん之類有之段存候ハ、御上へ可申上候（前略）

今日於三岳寺、大和様被仰渡通申来候付、御領分小城郡之方御藏、其外小村よりも庄屋壺人・村目付一人・咄壺人・二人宛三岳寺罷出、右之通大和様直ニ被仰渡候也

キリシタンの禁止について、家老であった鍋島（白石）直堯が小城鍋島家領内にあった三岳寺において小城郡多久領の庄屋などへ直接に申し渡したものであるが、翌々日の二四日には、

一右於三岳寺仰渡承候者共、今日於川原小路、小城郡代松崎十右衛門宅判形仕候様ニと申来、其段相触何も佐賀罷出候事

とあって、佐賀城下にあった小城郡代の屋敷にて庄屋達がキリシタン禁制を確認する判形を押ししている。多久家に対して庄屋達が判を押すように触れたのが誰であるのかは定かでないものの、佐賀藩が領内において、幕府から命じられているキリシタンの禁制について触れ庄屋達が了承した旨を示す判形を小城郡代が取りまとめているのである。ここでの郡代の職務は、佐賀藩の領域支配を補完していると捉えることが出来るだろう。

「御屋形日記」には、小城郡代が佐賀藩の政治を統括する請役所以外にも、小物成方や往来切手の発行や人馬の管理を行う年行司方といった部局からの命令を多久家へ伝達・指示している状況が見て取れる。例えば、元禄七年九月五日の条では、唐津領平原村の清六が眼病養生のため多久町六右衛門の所で四〇日滞在したいという願書が多久家臣大塚伝右衛門より小城郡代野口久弥まで提出された。これを受けて野口は願書に奥点合をした上で年行司方へ差し出した所、いっぺんに四〇日は無理なので、まず三〇

日に限るとして滞在の許可を得ることが出来た。小城郡内への他領民の流入や滞在を許可することは人馬を管理する小城郡代の職務でもあることから、多久家では直接年行司方へ願書を差し出さず、郡代を通したと考えられる。次に、元禄四年四月一日、有田皿山に居住していた多久家の被官鐘ヶ江孫次右衛門が佐賀藩評定所から尋問のため呼び出された際も小城郡代を通しての。これは郷村に居住する被官や百姓・町人身分が犯罪を犯し裁許を受ける場合、郡代は裁許状を読み上げることが職務の中にあることから、評定所の命令伝達も郡代が関わっていたと思われる。このように、郡代は、請役所以外の佐賀藩の役所とも密接な関係を持っており、佐賀藩の広域行政を補完する役割を担っていた。

B 小城鍋島家の領主支配と小城郡代

小城鍋島家の領主支配と小城郡代の関係について見てみたい。ここでは、郡代が大きく関わった領内における土井や橋の管理という側面から検討していくことにする。

まず、直能により作成された「郡方御掟」を見てみると、「我等領内潮土井・川土井節々令見聞、普請所有之八百姓考際時々可修理之（後略）」とあって、郡代の土井の管理・普請が「我等領内」＝小城鍋島家の知行地に限定されている。小城鍋島家領水土井の管理は小城鍋島家の領主支配の範囲内において処理していく性格が強い。実際、「日記」（「小城鍋島」）宝永八年九月二〇日の条によれば、昔刈搦土井筋見分として、家老の三浦靱負、田尻右近、水町舎人の三人の他、蔵方頭人重松権兵衛、郡代遠岳源右衛門、他下役達が同行している。小城鍋島家領内における土井の管理は小城鍋島家による知行地支配の中で行われており、そこに郡代も関与するという形

態であった。

次に郡代による河川の管理について述べておきたい。領内河川の水量や水道の管理は田畑における食物の生育と密接に関連することから、他領との間で争論が起きたり調整を行う必要がある。これらに郡代も関与していたことは、「郡奉行勤方格式」に、「潮土井・水土井・水流令修理候儀、無油断可相調之、若緩之儀於有之者、郡奉行可為無調法候事」と規定されていることから明らかであり、郡代は実際に現地へ赴き破損状況を確認することが任務であった。ただ他領との境で潮土井や水土井などの破損があっても、小城領との間で調整を果たすというような機能までは持ち合わせていなかったようである。「日記」（「小城鍋島」）正徳二（一七一二）年七月八日の条によると、昨日からの大雨により、佐保川島木島溝が決壊し、小城鍋島家領と境を接する佐賀郡久保田領が水損にて難儀のため、久保田領主村田家の家老納富外記より、小城鍋島家の家老犬塚隼人・東助右衛門宛に小城領の水を止めて欲しいとする旨の書状がやって来た。このため、小城側ではすぐに止めることを返答している。村田家は、親類格として、佐賀郡久保田一帯を支配する龍造寺本家を継承していた家であり、小城鍋島家同様大配分領主であった。ここで注目したいのは、村田家からの願書が、郡代宛ではなく、小城鍋島家の家老宛に出されていることである。溝の決壊や水損など緊急的な要件であったということもあろうが、この後も小城・佐賀両郡代の関与は見られない。史料の制約からこれ以上明らかにすることは出来ないが、ここで指摘しておきたいのは、郡域を超えた水道をめぐる問題の処理が、小城鍋島家と村田家の家老達によって処理されており、水道の管理という職務が郡代の規定に含まれながらも、そこでの処理解決の在り方は大配分の知行地支配が前提となっていたということである。

る。

郡代の職務ではあっても、実際には小城鍋島家によって担われていることとして、牛津本町にあった本陣の管理がある。この点について「郡奉行勤方格式」によると、長崎奉行や諸大名が休泊する場合でも小城鍋島家から本陣賄方役、本陣取次役、本陣心遣役、蔵方、門番、掃除役、諸道具心遣役などが、小城鍋島家の身分格式でいうところの侍・小頭・足軽によって担われており、これらの役割を「郡奉行分時々直二可申付候」となっている。

C 小城郡代と多久家領との関係

小城郡代が多久家領に関与する場合は、砥川村を除いた小城郡内の多久家領ということになるが、郡代としての職務と多久家の地域支配はどのように関連していたのであろうか。

小城郡代から多久家への指示・情報の伝達ルートとして、最も一般的なのは、郡代から多久領の大庄屋へ通達されるものであり、ここでは次の三つの事例を「御屋形日記」からあげておきたい。まず第一は、郡代―大庄屋（―多久家）のルートである。元禄一二年一月晦日、郡代松崎九右衛門から大庄屋野口治右衛門へ二つの通達が来ている。一つは小物成方から酒運上に関する切符の取り扱いについて、もう一つは請役所から古金銀の取替を二月より中止する様に命じられたものであった。受け取った大庄屋では、それぞれの達を多久家の会所へ達した。それから会所石井平馬から達写と書状が添えられて御屋形内の家老に対して「両様之儀、弥御私領中相触申二而可有之哉」という伺いが出され、家老より「右之通筋々急度相触申可然由」と許可され、「就夫、其趣平馬へ致返答候事」と多久会所に対し

て領内へ触れるように指示が出されている。伝達に関する記事はここまでは、おそらく会所から大庄屋へ通達が行ったものと推測される。なお多久家領には西郷と別府の二つに大庄屋が置かれているが、郡代からの触れはおそらく両方に対して出されたのである。第二に元禄一三年七月二七日、松浦家平戸領において盗みを働いた伊万里下町市太夫の人相書きの伝達ルートが示されている。まず佐賀藩請役所から小城郡代松崎九右衛門へ触れが行き、松崎から大庄屋に対して領内において触れるように指示が出されている。第三に、佐賀藩内における郡代の職務から発生する情報伝達とそれ以外の情報伝達の在り方について。元禄五年八月七日、佐賀鍋島家の親類大名であった松平（奥平）忠広（陸奥白河一五万石）が家中騒動により五万石が召し上げとなり逼塞となったため、鍋島家でも同日から二日まで鳴物停止令が出されている。右の指示自体は請役所より多久家へ直接伝達されているが、「恒例之神事浮立などハ無別条」ということが郡代から指示されている。郡代から直接多久家へ指示されたのか、大庄屋を通してかは不明である。いずれにせよ、郡内の神事興行などを管理する郡代の職務に関連することは請役所とは別に郡代から指示されていることが明らかである。これらの事例から分かることとして、基本的に小城郡代は、大庄屋に対して佐賀藩からの情報の伝達や郷内行政における指示・命令を出していることであり、多久家の当主を始め、その家臣へ直接命令することがほとんど無く、また庄屋や別当といった大庄屋の下部組織へ指示命令することは無い。指示命令系統が郡代―大庄屋となっており、多久家領についてはいわば大庄屋が窓口となり、ここから会所や庄屋などへ伝達されることになっていた。大庄屋は郡代からの指示命令に従い「郡方之取合、其外内証之儀迄、無迦相調」えることが重要な職務であった。

それでは、多久家の領主権と小城郡代による支配はどのように関係しているのだろうか。この問題を検討するにあたっては、刑罰権から見てみることにしたい。

まず、「御屋形日記」元禄二年二月二〇日の条をあげる。

一此跡喧嘩、其外出入事等付而、或従御請役方・御郡代方・会所申談候而、其科相応ニ相澄候控、或御郡代方・会所申談迄ニ而手軽キ一通ハ、依品所払・郡払・閉子・逼塞等被仰付置候者無之哉、左様之者於有之ハ、当月廿五日限ニ書出候様ニと、斉藤権兵衛より之触状ニ奥書有之、郡代方より触来候付而七郎左衛門殿へ申達候処、此方御領内左様之者無之候条、其段返事被申遣可然由被仰候故、左様之者一人も此方存内ニ無之由、空閑刑部左衛門へ申遣候事

多久家では、小城郡代から、佐賀藩の請役所や郡代、会所といった役所から刑罰を命じられた者があれば書出を差し出すように命じられたため、多久家ではないという返事を大庄屋の空閑まで遣わしたのであるが、ここから分かることとして、郡代も多久家領民の処罰について関与することがあったということである。この記事の時点において多久家で郡代などから処罰を受けた者はいなかったのであるが、おそらく郡代の職務と抵触する事案に関してのみ郡代が処罰にまで関与していたと考えられる。

もう一例、「御屋形日記」元禄二年七月二二日の条をあげる。

一小城郡方聞番水町平馬分申来候ハ、多久別府町八兵衛、去年三月時分伊万里町勘之允・鹿島之徳左衛門申合、於有田皿山御法度之ぎち土盗

候、右出入近日御小物成方ニて御吟味之上、惣皿山中相払候様ニと御座候条、重而皿山中ニ不被越様ニ可被仰付由、皿山代官役星野武左衛門方分申来候条、右之段、此方分申渡候様ニと手紙を以被申遣候、惣而ハ郡方筋にて平馬分筋々申付筈ニ候へ共、此方御私領内之儀付而役方之人分被申付度由ニ而候、此段与兵衛殿御聞候由、右之首尾ニて早速多久会所役之人迄右之段申越候様ニと御申候故、石井彦左衛門分右八兵衛ニ被申渡候様ニ相達可被申旨、相浦覚之進迄申越候（後略）

有田皿山において多久別府町八兵衛が伊万里町勘之允や鹿島領の徳左衛門が犯罪を盗みを働いたため、小物成方より所払いの処罰を受けたが、これを言い渡すのは、本来郡代の職務であるが、「私領内」でのことのため多久から申し付ける様に達せられた。有田皿山は皿山代官が管轄する佐賀藩領であり多久家領は含まれていないため、「私領内」については多久領民とということであろう。多久領以外で多久領民が犯した犯罪については、佐賀藩内であれば佐賀藩が処罰することになるため、この場合、小物成方にて処罰が決定しているのであるが、これを郡代が申し渡さなかったのは、八兵衛が多久家領に属する者だったからに他ならない。郡代は多久家の領主に配慮して多久家と領民の関係に介入しないことで、領内秩序の混乱を未然に防いだと考えられる。

おわりに

以上、小城郡代について分析を行ってきたが、最後に小城郡代の特質について、これまでの検討で明らかになったことをまとめながら、三点ほど

述べておきたい。

まず第一に、小城郡代の管轄範囲についてだが、小城郡代は小城郡という領域の全てを管轄していた訳ではなく、佐賀藩の給人知行地と多久家の知行地が混在する砥川村については管轄対象から除外されており、同村については隣接する杵島郡の郡代が管轄していた。一方、佐賀郡の佐保川島郷は小城郡代の管轄対象区域であった。このことは、小城郡代の管轄範囲が、基本的には小城鍋島家の知行地を基本として、これに小城郡内の多久家領も合わせることで管轄対象区域としていた。多久家の小城郡以外の知行地である杵島郡内の横辺田郷は、杵島郡代による管轄となるが、同郷内にある小田宿の本陣については多久家が修繕を行うなど、杵島郡代が関与していない¹⁹。こうしてみると、佐賀藩における広域行政の管轄範囲は、かならずしも郡単位にとらわれていた訳ではなく大配分領主の知行地の範囲に基づいて設定されていたところに特徴がある。

第二に、郡代を通してみた佐賀藩の支配の在り方についてだが、まず小城鍋島家における郡代は、実質的に当主が佐賀藩から郡代に任命されるが、実際の職務を行う郡代¹⁸郡奉行については小城鍋島家が任命していた。そして、小城鍋島家では、定役として郡代が行う地域行政と自身の知行地支配を重ねながら領主支配を実現していた。秋役を勤める大配分領主の場合、自己の知行地において郡代からの指示・命令を受ける側面を有しており、より領主としての権能に制限が加えられていた。佐賀藩では、特に秋役を吏僚的な存在として位置付けていたのである。こうしてみると、小城鍋島家を含めた定役の領主的権能は秋役である大配分領主よりも高く、いわば佐賀藩から優遇された知行地支配の形態であったと理解されるのである。

それから多久家では、郡方に関する事柄について佐賀藩から出された情報・指示命令が、郡代からもたらされていたものの、直接受け取るケースもあった。これがどのような基準に基づいて振り分けられているのかは今後より検討を行っていく必要があると思われるが、ここでは、多久家の領主支配に郡代が関与していたことに注目したい。多久家は年貢（本途物成）徴税権や刑罰権を有する大配分領主であったが、完全に自己完結的な領主支配を実現出来ていた訳ではなく、小城郡代もその地域支配に関与していたのである。佐賀藩の立場からすると、小城郡代¹⁸小城鍋島家をも関与させることで多久家の領主支配に一定度の影響を持ち続けるとともに、領国支配において統一的な政策を実現していたと位置付けることが可能であろう。このような二重支配の在り方は、郡代以外でも、例えば、「日記」〔小城鍋島〕宝曆八（一七五八）年一月一七日の条によれば、小城鍋島家の知行地と佐賀藩の親類格神代家の知行地が交錯していた小城郡芦刈において、神代家の家臣江原惣右衛門が鉄砲を打つていたことを大庄屋より小城鍋島家に属しており、これまで述べてきた通り郡代のもとで地域行政に従事しているが、この事例から分かるように、大庄屋は郡代とともに佐賀藩の役所である諸獵方へも届け出をしており、佐賀藩と小城藩それぞれの地域支配における実質的な業務を担っていたのである。

第三に、郡代による情報・指示命令の伝達経路についてだが、小城郡代が多久領へ伝達するのは、基本的に大庄屋に対してであって、多久家の当主やその家臣に対してではなかった。この仕方・方法によって、小城鍋島家の家臣である郡代が多久家の当主や家臣に対して直接、指示・命令することなく、職務に関する伝達することが可能となったのである。ここには

小城鍋島家を上位者、多久家を下位者とするような支配の在り方は認められない。大庄屋は領主と領民との間に存在していただけでなく、領主（小城鍋島家）と領主（多久家）の間、さらには小城鍋島家と多久家の両家臣間において上下関係が生じないようにするための緩衝材としての役割を果たしていたことを指摘しておきたい。

【註】

- (1) 国持大名に関する研究として筈谷和比古「国持大名」論考（井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年）がある。
- (2) 小宮陸之「農村支配機構とその再建」（藤野保編『続佐賀藩の総合研究』（吉川弘文館、一九八七年）。
- (3) 「藩領支配の地域性」（『比較社会文化』第五号、一九九九年）、「佐賀藩における初期代官・郡代制」（『西南地域史研究』第一三輯、二〇〇〇年）、いずれも後に『藩国と藩補の構図』（名著出版、二〇〇二年）に再録。
- (4) 高野前掲単著二七九頁。
- (5) 大配分とは、時期によっても異なるが、地方知行が近世を通して続いた佐賀藩の身分格式上、三家、親類（白石鍋島家、久保田村田家、神代家、村田鍋島家）、親類同格（諫早家、多久家、武雄・須古各鍋島家）を指し、物成高でいうと小城鍋島家の二万九二五一石余から村田鍋島家の二四四七石余となっている。大配分領主は、自らの知行地に対して、基本的に佐賀藩鍋島本家に伺いを立てることなく刑罰権・徴税権・行政権を行使することが認められていた。これ以下は小配分となり、徴税権や刑罰権、さらに知行地支配にも一定の制限が加えられていた。
- (6) 「肥前国龍造寺藤八郎知行割之事」（『諫江史料拾録』第一集所収）。
- (7) 小城鍋島家の知行地設定については、藤野保編『佐賀藩の総合研究』（吉川弘文館、一九八一年）、拙稿「近世前期鍋島家の本家・分家関係―幕府・本家からみた分家の性格をめぐって―」（『地方史研究』三〇七号、二〇〇四年）を参照されたい。
- (8) 「寛永五年惣着到」（『鍋島』）。
- (9) 『佐賀県古文書集成』第三〇巻「小城鍋島家文書」九号。
- (10) 「大小配分石高帳」（『鍋島』）。
- (11) 「御蔵入地米郷村附」（『牛津町史』二五六頁）。
- (12) 「御屋形日記」（多久市立郷土館所蔵）元禄元年一月二八の項。
- (13) 「明暦元年勝茂公御代仰出」（『鍋島』）。
- (14) 高野前掲単著一七三頁。
- (15) 小城鍋島家の身分格式は、親類―家老―番頭―馬乗―平士―小頭―徒士―足輕―小道具となっている。
- (16) 『佐賀県近世史料』第一編第五卷「泰国院様御年譜地取」I（平成九年）二〇九頁。
- (17) 郡代の職務については、『佐賀藩の総合研究』や高野前掲単著など。
- (18) 高野前掲単著二六三頁―二六四頁。
- (19) 「御屋形日記」（多久市立郷土館所蔵）元禄一四年四月七日の項。
- (20) 小城領の大庄屋は小城鍋島家から徒士格が与えられていたが、「日記」（『小城鍋島』寛政四（一七九二）年一月一八日の条によれば、犬山兵部左衛門は佐賀藩の足輕として召し出された。このため、小城鍋島家では、分限帳にあたる着到帳から犬山を除き、それまで与えていた切り米も召し上げたが、別に三人扶持を支給することで、小城鍋島家との関係を維持している。

（佐賀大学地域学歴史文化研究センター非常勤博士研究員）